法改正に伴う定款変更の例②　～活動予算書・活動計算書～

ＮＰＯ法人の財務的生存力を把握しやすくするため、資金収支ベースの「収支予算書・収支計算書」から、法人の正味財産の増減を表す「活動予算書・活動計算書」に改められました。

「活動予算書」は平成２４年４月１日以降の申請から、また、「活動計算書」は平成２４年４月１日以降に開始する事業年度の事業報告書等の提出から適用されます。

※　経過措置として、当面の間は「収支予算書・収支計算書」を使用することができます。

【法改正の概要】

（事業）＜その他の事業がある場合＞

第○条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

（各号略）

２　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

（権能）＜抜粋＞

第○条　総会は、以下の事項について議決する。

・　事業計画及び活動予算並びにその変更

・　事業報告及び活動決算

・　借入金（その事業年度内の収益をもって償

　還する短期借入金を除く。以下略）

（資産の構成）＜抜粋＞

第○条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

・　財産から生じる収益

・　事業に伴う収益

・　その他の収益

（事業計画及び予算）

第○条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第○条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（事業報告及び決算）

第○条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、（以下略）

（事業）＜その他の事業がある場合＞

第○条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

（各号略）

２　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

（権能）＜抜粋＞

第○条　総会は、以下の事項について議決する。

・　事業計画及び収支予算並びにその変更

・　事業報告及び収支決算

・　借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。以下略）

（資産の構成）＜抜粋＞

第○条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

・　財産から生じる収入

・　事業に伴う収入

・　その他の収入

（事業計画及び予算）

第○条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第○条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第○条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、（以下略）

定款変更認証申請書の記載方法を裏面に示しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更前 | 変更後 | 変更しようとする時期 |
| （事業）第○条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。２　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。（権能）第△条　総会は、以下の事項について議決する。⑴～⑶　略⑷　事業計画及び収支予算並びにその変更⑸　事業報告及び収支決算⑹、⑺　略⑻　借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第□条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄（以下　略）（資産の構成）第▽条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。⑴～⑶　略⑷　財産から生じる収入⑸　事業に伴う収入⑹　その他の収入（事業計画及び予算）第☆条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。（暫定予算）第×条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。（事業報告及び決算）第◎条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 | （事業）第○条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。２　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。（権能）第△条　総会は、以下の事項について議決する。⑴～⑶　略⑷　事業計画及び活動予算並びにその変更⑸　事業報告及び活動決算⑹、⑺　略⑻　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第□条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄（以下　略）（資産の構成）第▽条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。⑴～⑶　略⑷　財産から生じる収益⑸　事業に伴う収益⑹　その他の収益（事業計画及び予算）第☆条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。（暫定予算）第×条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。（事業報告及び決算）第◎条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。附則　この定款は、定款変更認証の日から施行する。 | 定款変更認証の日から |